業就業者数（産業分類別就業者数のうちC鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業及びE製造業の数の合計数をいう。）及び第三次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちF電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）、S公務（他に分類されるものを除く）及びT分類不能の産業の数の合計数をいう。）の合計数を国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における第一次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちA農業、林業及びB漁業の数の合計数をいう。）、第二次産業就業者数及び第三次産業就業者数の合計数で除して得た数をいう。以下同じ。）に100を乗じて得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(3)　宅地平均価格指数に係る点数

次の表のCの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（当該数が五〇を超えるときは、当該数を五〇とする。）

Cの区分	算式
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

C　宅地平均価格指数（全宅地の平均価格（平成29年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている宅地の決定価格の総額を宅地の総地積で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）を34,599円で除して得た率に100を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、同調書に記載されている宅地の評価総地積が10平方キロメートル以上の市町村で、商工住宅地区の宅地の平均価格（同調書に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の宅地の決定価格の合計数をこれらの地区の地積の合計数で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）を全宅地の平均価格で除して得た数（小数点以下1位未満の端数が

業就業者数（産業分類別就業者数のうちC鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業及びE製造業の数の合計数をいう。）及び第三次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちF電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）、S公務（他に分類されるものを除く）及びT分類不能の産業の数の合計数をいう。）の合計数を国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における第一次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちA農業、B林業及びC漁業の数の合計数をいう。）、第二次産業就業者数及び第三次産業就業者数の合計数で除して得た数をいう。以下同じ。）に100を乗じて得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(3)　宅地平均価格指数に係る点数

次の表のCの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（当該数が五〇を超えるときは、当該数を五〇とする。）

Cの区分	算式
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

C　宅地平均価格指数（全宅地の平均価格（平成24年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている宅地の決定価格の総額を宅地の総地積で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）を35,613円で除して得た率に100を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、同調書に記載されている宅地の評価総地積が10平方キロメートル以上の市町村で、商工住宅地区の宅地の平均価格（同調書に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の宅地の決定価格の合計数をこれらの地区の地積の合計数で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）を全宅地の平均価格で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数